

島根県報

第一、四八八号
平成十五年七月十八日
(金曜日)

告 示

目 次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市町村課)	一
青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	一
青少年に観覧させてはならない興行	()	二
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(農村整備課)	三
解除予定保安林	(森林整備課)	三
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	四
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	四
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(経営支援課)	五
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	()	五
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)	()	五
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	七
土地収用法の規定に基づく事業の認定	()	七
道路の区域の変更	(道路維持課)	八
道路の供用開始	()	一一
都市計画の変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	一二
合スーツの製造請負に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	一二
男性警察官用合(冬)ワイシャツ等の製造請負に係る一般競争入札	()	一三

男性警察官用合服上衣、合服ズボン及び合活動服の製造請負に係る一般競争入札
() () (一四)

特定調達公告
空港用三、〇〇〇立級大型化学消防車調達に係る一般 (港湾空港課) 一五
競争入札の落札者等

正 誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三七号中 (職員課) 一六

告 示

示

島根県告示第六百二十二号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により三隅町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
那賀郡三隅町大字岡見六三〇二番一から同町大字岡見六三〇六番を経て同町大字岡見六三一二番二に至る間の地先公有水面埋立地	八〇、七〇八・七八 平方メートル	大字岡見

(ただし、右地番は、平成十五年六月九日現在のものである。)

島根県告示第六百二十三号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第六條第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない

図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。
平成十五年七月十八日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	図書名称	発行・出版社名	指定の理由
一五八八〇	雑誌	ミニスカ大図鑑 VOL UME66 8月号	(株)日本出版社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八八一	雑誌	Street(ストリート)ナンパ Don't 8月号増刊	(株)サン出版	
一五八八二	雑誌	BUBKA(ブブカ)ブラチナ 8月号増刊	(株)コアマガジン	
一五八八三	雑誌	艶コングミ Jr Volume 20 7月号増刊	平和出版株式会社	
一五八八四	雑誌	ZiGEN(ジゲン) Vol.3 8月号	(株)大洋図書	
一五八八五	雑誌	コミックアムール No.164 8月号	(株)サン出版	

島根県告示第六百二十四号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	題名	配給会社名	指定の理由
一〇四六二	映画	小説家の情事 不貞の快楽	新東宝映画	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六三	映画	変態熟女 発情ぬめり	オーピー映画	
一〇四六四	映画	痴漢電車 おさわり痴女	オーピー映画	
一〇四六五	映画	ホーリー・スモーク	松竹	
一〇四六六	映画	美人添乗員 暴走下半身	新日本映像	
一〇四六七	映画	新日本映像ニュース〈美人添乗員 暴走下半身〉	新日本映像	
一〇四六八	映画	寝乱れ義母 夫の帰る前に…	新日本映像	
一〇四六九	映画	新日本映像ニュース〈寝乱れ義母 夫の帰る前に…〉	新日本映像	
一〇四七〇	映画	やりたい人妻たち2 昇天テクニック	新東宝映画	
一〇四七一	映画	狂乱のエロ妻 一度はしたい女たち	新日本映像	
一〇四七二	映画	兄貴と俺	オーピー映画	
一〇四七三	映画	純愛夫婦 したたる愛液	オーピー映画	
一〇四七四	映画	ハード・レイプ すすり泣く人妻	オーピー映画	

一〇四七五	映画	新日本映像ニュース(狂乱のエロ妻 一度はしたい女たち)	新日本映像
一〇四七六	映画	尼寺と性 袈裟さぐり	新日本映像
一〇四七七	映画	馬を愛した牧場娘	オーピー映画
一〇四七八	映画	天井裏の痴漢 淫獣覗き魔	新東宝映画
一〇四七九	映画	妻の妹 いけない欲情	オーピー映画
一〇四八〇	映画	新日本映像ニュース(尼寺と性 袈裟さぐり)	新日本映像
一〇四八一	映画	不倫妻の淫らな午後	オーピー映画
一〇四八二	映画	悩殺天使 吸い尽くして	オーピー映画
一〇四八三	映画	ノパン秘書? 悶絶大股開き	新東宝映画
一〇四八四	映画	人妻不倫調査員 (恥知らずな尻)	新日本映像
一〇四八五	映画	新日本映像ニュース(人妻不倫調査員 (恥知らずな尻))	新日本映像

島根県告示第六百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

事業主体名	事業名	完了年月日
八束郡八雲村土地改良区	仁井屋地区農道事業(地域づくり整備事業)	平成十四年二月二十一日
	唐傘地区農道事業(地域づくり整備事業)	平成十四年一月三十一日
	岩坂地区農道事業(がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)	平成十五年二月二十八日
	通礼地区農道事業(がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)	平成十五年三月二十日
	恩部地区農道事業(がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)	平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百二十六号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
能義郡伯太町大字峠之内七八六の四三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第六百二十七号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 加入区の名称

浜田市加入区

(二) 加入区の区域

はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域

(三) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の十三の項漁業の区分欄5及び16に掲げる漁業の区分

二(一) 加入区の名称

益田市加入区

(二) 加入区の区域

益田市漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の十五の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第六百二十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 免許年月日

平成十五年七月十一日

二 免許受入

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字小畑一三〇三番地五地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の日の高潮位（DL+〇・四一〇m）における公有水面と陸地との境界線及び、①の地点と⑥の地点を結ぶ春分秋分の高潮位（DL+〇・四一〇m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャグリ隠岐シャグリ灯標（北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒）」から二五度二三分五三秒に一、五〇七・一四mの地点

②の地点 ①の地点から四度二三分五六秒、一五・八六mの地点

③の地点 ②の地点から七度四九分三三秒、四・三九mの地点

④の地点 ③の地点から一三度二四分四七秒、三・四八mの地点

⑤の地点 ④の地点から一七度一七分二〇秒、三・〇一mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一度二七分〇六秒、五・八一mの地点

(3) 面積

八七・七八㎡

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

隠岐郡都万村大字津戸字小畑一三〇三番地六から村道及び同村同大字同字一三〇三番地七を経て同村同大字同字一三〇三番地四に至る間の土地の地内並びに同地先公有水面。

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

Aの地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャグリ隠岐シャグリ灯標（北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒）」から二五度一六分四六秒に一、四九八・二二mの地点

Bの地点 Aの地点から三〇六度二六分二三秒、二九・二八mの地点

Cの地点 Bの地点から一四度三五分一八秒、三八・二四mの地点

Dの地点 Cの地点から九三度四〇分四五秒、四三・八七mの地点

Eの地点 Dの地点から二一〇度四三分〇三秒、二四・八一mの地点

Fの地点 Eの地点から一八三度〇六分一三秒、二六・一五mの地点

(3) 面積

一、八八五・三〇㎡

四 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第六百二十九号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成四年島根県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第一号ロ中「五人」を「三人」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年七月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成十五年七月十八日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第六百三十号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成三年島根県告示第九百十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

第四条第二号ロ(1)中「十人」を「五人」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年七月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の規定は、平成十五年七月十八日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六十一条の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ一一二八番地一一二外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町二番二二

号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 高西宏昌 (変更後) 滝本繁

4 変更の年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日 平成十五年七月七日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業振興課 (益田市常盤町一番地一号)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べるができる。

平成十五年七月十八日

一 届出の概要

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ一一二八番地一一二外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町二番三二号

号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前九時三十分(株式会社イズミ外十六社)

(二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分

(変更後) 午前九時から午後九時三十分

4 変更の年月日

平成十五年七月十八日

二 届出年月日 平成十五年七月七日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業振興課 (益田市常盤町一番地一号)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成八～十五年	十一枚	一冊	高津一―一	平成十五年七月九日
益田市	平成九～十五年	二十二枚	一冊	高津二―四	平成十五年七月九日
木次町	平成十二年～十三年	三十八枚	一冊	北原	平成十五年七月九日
大東町	平成十三～十四年	十九枚	一冊	薦沢(3)	平成十五年七月九日
江津市	平成十三～十四年	十八枚	一冊	平田4区	平成十五年七月九日
佐田町	平成十三～十五年	十枚	一冊	大呂1区	平成十五年七月九日
美都町	平成十三～十五年	二十四枚	一冊	笹倉IV	平成十五年七月九日

島根県告示第六百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称

社会福祉法人恩賜財団済生会

二 事業の種類

済生会江津総合病院移転新築事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県江津市江津町地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
済生会江津総合病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）は土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三条第二十四号に掲げる「医療法による公的医療機関」に該当するため法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
島根県知事による公的医療機関の開設許可が得られる見込であること、また起業者は既に財源措置を講じていることから、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 済生会江津総合病院は浜田圏域の中核病院であるが、築後四十八年を経過しており、老朽化・狭隘化が著しく、地域住民の医療需要に十分対応できない状況にある。本件事業の施行により得られる利益は、高度医療、救急医療設備の拡充、リハビリテーション設備の充実により、中核病院としての機能の向上であり、地域医療の向上に相当に寄与することが見込まれる。

② 起業地は技術的条件、交通条件及び経済的条件等の諸要件を全て満たしているの
で、失われる利益は軽微であると考えられる。

県 道	大野魚瀬恵曇線	道路の種類	路線名	区 間	変更前の別		敷地の幅員	延長	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
					後	前				
		一般国道	四百三十二号	仁多郡仁多町大字上阿井五一番四地先から同町大字下阿井一七四番二地先まで	後 B 一一・〇〇〇〇 四六・〇〇〇〇	前 A 七・〇〇〇〇 一一・〇〇〇〇	メートル 七・〇〇〇〇 一一・〇〇〇〇	メートル 九三二・〇〇〇	仁多土木事務所	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				松江市上大野町字小東一八一六番三地先から同町字坂本一二八五番五地先まで	後 八・〇〇〇〇 二九・〇〇〇〇	前 四・五〇〇〇 一一・〇〇〇〇		三七八・〇〇〇 三七八・〇〇〇	松江土木建築事務所	〃 拡幅

(5) 結論

③ 本事業計画の施設の規模、その利用目的等から、起業地は必要最小限の範囲と認められる。

④ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益と比較衡量した結果、本事業業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。また③で述べたように、起業地の範囲が本事業業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって本事業業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業業については、老朽化・狭隘化した現在の病院では、診療機能の充実や療養環境の改善が困難であること、江津市が策定した第四次江津市総合計画の「シックセンターゾーン整備計画」において整備すべき拠点医療施設として位置付けられていることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)で述べたとおり、本件事業業は法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことから、本件事業業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
江津市役所

島根県告示第六百三十五号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄田信義

杉戸仁多線						吉田頓原線								
飯石郡吉田村大字吉田字杉戸四二〇番六地先から同字四二〇番五地先まで			飯石郡吉田村大字吉田字杉戸三一三番一地先から同地番先まで			飯石郡吉田村大字吉田字杉戸三八五番一地先から同字三一三番一地先まで			飯石郡吉田村大字吉田字大吉田三二三七番地先から同字三二二八番二地先まで			飯石郡吉田村大字吉田字大吉田四九七六番一地先から同字三二四四番二地先まで		
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
六・〇〇 九・〇〇	六・〇〇 一一・〇〇	六・〇〇 九・〇〇	六・〇〇 一〇・六〇	六・〇〇 八・〇〇	六・〇〇 二〇・五〇	四・二〇 二〇・五〇	三・〇〇 九・二〇	六・〇〇 一六・〇〇	三・八〇 九・六〇	六・〇〇 二一・〇〇	四・〇〇 六・〇〇	五・〇〇 五七・〇〇	四・〇〇 一五・〇〇	
五八・〇〇	七七・〇〇	七七・〇〇	五〇・〇〇	五二・〇〇	一四〇・〇〇	一六七・〇〇	一六七・〇〇	二六九・〇〇	二六九・〇〇	一七九・〇〇	一七九・〇〇	四三二・〇〇	四四一・〇〇	
木次土木建築事務所														
〃	〃	〃	拡幅	〃	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

〃		〃													
出雲平田線		玉湯吾妻山線													
出雲市大津町三〇二番六地先から同町二九六番二先まで		仁多郡仁多町大字佐白八番五地先から同大字二四番一地先まで				仁多郡仁多町大字佐白五番一地先から同大字八番五地先まで		仁多郡仁多町大字高尾一八二番八地先から同大字三九八番一地先まで				同大字一四二〇番一五地先まで			ら同字四七一番一地先まで
後	前	後		前	後	前	後	前		後	前		後		
七・〇〇〇 二七・〇〇〇	五・二〇〇 一〇・〇〇〇	一・〇〇〇 六五・〇〇〇	九・〇〇〇 三〇・〇〇〇	九・〇〇〇 三〇・〇〇〇	九・〇〇〇 二三・〇〇〇	八・〇〇〇 一六・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二八・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二八・〇〇〇	七・〇〇〇 三七・〇〇〇	一・〇〇〇 九二・〇〇〇	一・〇〇〇 九二・〇〇〇	四・〇〇〇 五四・〇〇〇	六・〇〇〇 九・〇〇〇		
二八八・〇〇	二九一・〇〇	二八七・〇〇	三〇七・〇〇	三〇七・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	二四四・〇〇	二四四・〇〇	三二六・一〇	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	九五〇・〇〇	五八・〇〇		
出雲土木建築事務所		仁多土木事務所													
拡幅	〃	ダブルウェイ		〃	拡幅	〃	町道移管		〃	町道移管		〃	〃		
		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。					上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。				上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。				

島根県告示第六百二十六号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年七月十八日
 島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	海潮六道線	八束郡宍道町大字上来待六三番五地先から同町大字東来待二一〇六番六地先まで	七九〇・〇〇メートル	平成十五年七月十八日	松江土木建築事務所	
〃	杉戸仁多線	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸四二〇番六地先から同字四二〇番五地先まで	七七・〇〇	〃	木次土木建築事務所	
〃	〃	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸四六七番二地先から同字四七一一番一地先まで	五八・〇〇	〃	〃	

〃	瑞穂赤来線	邑智郡瑞穂町大字布施一七九番四地先から同郡大和村大字村之郷一二五一番七先まで	前 A 五・〇〇 一五・〇〇	後 B 一四・〇〇 二八・〇〇	川本土木建築事務所	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
〃	西郷都万五箇線	隠岐郡都万村大字都万字平木三六一三番六地先から同字三六二二番一地先まで	前 A 八・二〇 一一・五〇	後 B 四・〇〇 七・〇〇	隠岐支庁	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
〃	〃	邑智郡瑞穂町大字布施一七九番四地先から同郡大和村大字村之郷一二五一番六地先まで	前 A 六・〇〇 七・〇〇	後 B 一四・〇〇 二八・〇〇	川本土木建築事務所	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
〃	〃	邑智郡瑞穂町大字布施一七九番四地先から同郡大和村大字村之郷一二五一番七地先まで	前 A 一四・〇〇 一五・〇〇	後 B 二八・〇〇 九七・〇〇	川本土木建築事務所	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

川本波多線	邑智郡邑智町大字吾郷一七六六番一地从先から同町大字高畑四二四番一地从先まで	六〇〇・五〇	平成十五年七月十二日	川本土木建築事務所
-------	---------------------------------------	--------	------------	-----------

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

大東都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

大東町大字大東、新庄、田中、金成、飯田、大東下分、下阿用

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大東町役場

四 縦覧期間

平成十五年七月十八日から平成十五年八月一日まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年七月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

大東都市計画公園

二 都市計画を変更する土地の区域

大東町大字大東

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大東町役場

四 縦覧期間

平成十五年七月十八日から平成十五年八月一日まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十八日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 入札の内容

(一) 入札の件名

合スーツの製造請負

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月三十日

四 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(五) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

二 入札参加資格

(一) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(二) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(三) 島根県内に本店を有するものであること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇―八五〇一 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課

電話(〇八五二)二六―〇一一〇 内線二二三五～二二三六

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年七月十八日から七月二十九日までの間(土日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

(交付時間は午前九時から午後五時までとする)

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年七月三十一日(木)一四時〇〇分から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

(四) 開札の日時及び場所

即時 開札

四 その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の二〇〇分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和

三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の二〇〇分の一〇以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第六十三各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十八日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 入札の内容

(一) 入札の件名

男性警察官用合(冬)ワイシャツ等の製造請負

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月三十日

(四) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(五) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

二 入札参加資格

(一) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(二) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(三) 島根県内に本店を有するものであること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課

電話(〇八五二)二六〇一〇二一〇 内線二三三五〽二三三六

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年七月十八日から七月二十九日までの間(土日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

(交付時間は午前九時から午後五時までとする)

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年七月三十一日(木) 一三時三〇分から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

(四) 開札の日時及び場所

即時 開札

四 その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の一〇〇分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十一年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の一〇〇分の一〇以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第六十三各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十八日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 入札の内容

(一) 入札の件名

男性警察官用合服上衣、合服ズボン及び合活動服の製造請負

(一) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(二) 納入期限

平成十五年九月三十日

(三) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(四) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

二 入札参加資格

(一) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(二) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(三) 島根県内に本店を有するものであること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課

電話(〇八五二)二六一〇一一〇 内線二三三三三三

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年七月十八日から七月二十九日までの間(土日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

(交付時間は午前九時から午後五時までとする)

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年七月三十一日(木) 一三時〇〇分から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

(四) 開札の日時及び場所

即時 開札

四 その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の二〇〇分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十一年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の二〇〇分の一〇以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第六十三各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定職務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成15年 7 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量
空港用3,000立級大型化学消防車 2台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課
島根県松江市殿町 8 番地

3 落札者を決定した日
平成15年 6 月27日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社モリタ 大阪支店
大阪府大阪市生野区小路東五丁目 5 番20号

5 落札金額
329,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例公告を行った日
平成15年 5 月16日

正

誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三七号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

段

箇所

誤

正

別表の一の表
三十四の項中
生産工学科

生物工学科

別表の一の表
四十八の項第
三号中
建設工事

建築工事

平成十五年七月十八日印刷
平成十五年七月十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)